

広島県告示第九百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安芸区矢野町、同区矢野南一丁目、同区矢野南三丁目及び同区矢野町高下谷地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	矢野南四丁目二九（六一六九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	矢野西三丁目五八（三三六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	矢野南三丁目二一（五八四〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	矢野下川（六二五三）	土石流	次の図のとおり
	矢野上川（六二五二）	土石流	次の図のとおり
	矢野上川（六二五二）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。